

災害応急対策に関する協定書

芝山町（以下「甲」という。）と芝山町建設業災害対策協力会（以下「乙」という。）は、芝山町内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）の施行に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、水路及びその他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復並びに町民の安全を確保するため、甲と乙との間において基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務の内容は、次に定めるとおりとする。

- （1）公共土木施設における損害箇所等の被害状況の把握と甲への報告
- （2）崩土及び倒木等、道路における交通障害物の除去作業
- （3）道路交通の安全を確保するため、危険箇所等へのバリケードの設置及び交通規制の措置を周知する案内標識の設置等に係る作業
- （4）降雪時における、路面凍結防止剤の散布及び除雪に係る作業
- （5）その他、甲が必要と認める緊急的応急作業

（協力体制）

第4条 乙は、乙を構成する事業者（以下、会員という。）が災害応急業務を実施する施行区域を、甲乙協議の上あらかじめ定めておかなければならない。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、施行区域の変更ができるものとする。

（出動要請）

第5条 甲は、乙又は会員に対し業務を施行するための出動を、電話等により要請するものとする。

2 乙又は会員は、自主的判断により災害応急業務を甲の要請があったものとみなし、施行できるものとする。

（完了報告）

第6条 乙の会員が災害応急業務を完了したときは、会員が、その状況を速やかに電話等に

より甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が災害応急業務を実施した場合に要する費用は、乙が原則負担するものとする。

(従事者に対する損害)

第8条 この協定に基づき災害応急業務に従事した者が、死亡、負傷、若しくは、疾病にかかり又は障害となった場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）により行うものとし、法が適用されない場合は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）により行うものとする。

(第三者に対する損害)

第9条 災害応急業務の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲と乙が協議し、処置解決にあたらなければならない。

(協定の期間更新)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項について又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成27年4月1日

甲 住所 千葉県山武郡芝山町小池 992
芝山町
氏名 芝山町長 相川 勝重

乙 住所 千葉県山武郡芝山町大里 1553-3
芝山町建設業災害対策協力会
氏名 会長 萩原 博明